

告
示

埼玉県告示第二百二十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十七項の規定により、庄和北部土地改良区から役員に就任した者及び役員を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があつた。

令和七年三月二十八日

埼玉県知事 大野 元裕

一 就任

職名	氏名	住所
理事	筒井祐一	埼玉県春日部市立野五百四十七番地
同	鳴島清	同 百三十二番地一
同	野口文夫	同 七百二十四番地一
同	小島重弘	榎九百十九番地
同	渡邊光男	同 五百四番地一
同	名倉勇	倉常五百七十七番地一
同	八木橋喜一	同 五十六番地一
同	橋本信男	芦橋五十三番地一
同	齋藤義則	同 九百六十五番地一
監事	石山法男	同 三百二十一番地一
同	小久保静夫	榎三百九十七番地一
同	新井基之	同 倉常十六番地一
同	増山貞男	北葛飾郡杉戸町大字椿百四十四

二 退任

職名	氏名	住所
理事	筒井祐一	埼玉県春日部市立野五百四十七番地
同	大瀧勇	同 百三番地三
同	大塚勝男	同 七百五十三番地一
同	小島重弘	榎九百十九番地
同	渡邊光男	同 五百四番地一
同	名倉勇	倉常五百七十七番地一
同	八木橋喜一	同 五十六番地一
同	橋本信男	芦橋五十三番地一
同	齋藤義則	同 九百六十五番地一
監事	貝塚利雄	榎九百二十一番地

同	同	同
増	石	新
山	山	井
貞	法	基
男	男	之
同	同	同
北葛飾郡杉戸町大字椿百四十四番地	同 芦橋三百二十一番地一	同 倉常十六番地一